

受付開始 随時 受付終了 随時



子育てのための施設等利用給付

申請難易度

☆☆☆☆☆

上限金額

4万2000円/月

登録/更新日 2021年10月25日

発行機関 茨城県神栖市

対象地域 茨城県 神栖市

支援種別 補助金

目的

子ども・子育て支援法第に基づき、認可外保育施設や預かり保育などを利用する子どもの保護者の負担軽減のため、子育てのための施設等利用給付をおこないます。

支援内容

▼対象施設・事業

次の施設・事業で、市の確認を受けたものを利用すると給付を受けられます。

- ・教育・保育給付対象外の幼稚園
- ・特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設
- ・預かり保育事業
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業

給付を受けるには施設等利用給付を受けるには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。ただし、教育・保育給付認定2号または3号認定を受けて認可保育施設に入所している子どもは、施設等利用給付認定を受けることはできません。

支援規模

○新1号認定

給付限度額：月額25,700円

○新2号認定

給付限度額：月額37,000円

ただし、教育・保育給付認定1号認定を受けて預かり保育事業を利用している子どもは、月額11,300円、日額450円を限度額とします

○新3号認定

給付限度額：月額42,000円

ただし、預かり保育事業を利用している方は、月額16,300円、日額450円を限度額とします

対象者の詳細

▼施設等利用給付認定の区分

新1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもで、施設等利用給付認定新2号および新3号認定に該当しない子ども

対象施設・事業

教育・保育給付対象外の幼稚園

特別支援学校の幼稚部

給付限度額：月額25,700円

新2号認定

満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもで、保育を必要とする事由に該当する世帯の子ども

対象施設・事業

教育・保育給付対象外の幼稚園

特別支援学校の幼稚部

認可外保育施設

預かり保育事業

一時預かり事業

病児保育事業

子育て援助活動事業

給付限度額：月額37,000円

ただし、教育・保育給付認定1号認定を受けて預かり保育事業を利用している子どもは、月額11,300円、日額450円を限度額とします

新3号認定

満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもで、保育を必要とする事由に該当する非課税世帯の子ども。

また、新3号認定に該当する場合、認定の期間は、子どもが3歳に達する日以後最初の3月31日までとなり、4月1日以降は新2号認定となります。

対象施設・事業

認可外保育施設

預かり保育事業

一時預かり事業

病児保育事業

子育て援助活動事業

給付限度額：月額42,000円

ただし、預かり保育事業を利用している方は、月額16,300円、日額450円を限度額とします

対象地域



茨城県

お問い合わせ

健康福祉部 子育て支援課

〒314-0121 茨城県神栖市溝口1746-1 保健・福祉会館 別館2階

電話：0299-90-1206 FAX：0299-95-6280

メール：kosodate@city.kamisui.baraki.jp

保育グループ 電話：0299-90-1206

少子化対策室 電話：0299-77-7011

申請相談ページ	j-izumi.com/tascha/coupon	申請サポート依頼はこちら 情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル 3F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com
申請相談コード	9u8xt6	
申請支援着手法	要相談	
成功報酬	要相談	
上記金額の有効期限は2023年7月12日まで		